

令和3年4月30日

生徒の皆さん
および保護者の皆さまへ

大阪府立門真西高等学校
校長 山領 正徳

緊急事態宣言下の教育活動について

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、感染拡大が続く大阪府では、政府より3回目の緊急事態宣言が発出され、教育庁より、令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）の期間の教育活動について以下の指示が出されました。感染拡大の防止策を更に徹底して継続する必要がありますので、ご家庭におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

〔今後の教育活動について〕

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る不安から登校しない児童生徒等に対しては、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安により登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障を行うことについて、改めて周知徹底を図る。
- (4) 宿泊や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期とする。また、府内における校外での教育活動についても同様に中止または延期とする。
- (5) 校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。
- (6) 部活動は原則休止とする。
- (7) 児童生徒等に対して、不要不急の外出※及び都道府県間の移動は自粛するよう呼びかけるとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。
※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

〔お願い〕

- 感染症対策の徹底
マスク着用、手洗い、手指消毒、換気徹底、検温など毎日の健康観察、3密状況の回避、風邪症状で体調が悪い時は無理に登校しない。(欠席扱いにはしません→要保護者連絡)
- 昼休み等の校内での食事時の飛沫感染対策の徹底
食事前後の手洗い、机を向かい合わせにしない、会話を控える、食事後にはマスクをつけるなどし、飛沫の飛散を防止すること。
- 生徒どうしによる学校外での飲食について
登下校時や休日等、学校外での生徒どうしによる飲食は厳に慎むこと。
- 新型コロナウイルス感染への不安がある場合や健康面でのご相談がある場合は、学級担任（学校）または保健室までご相談ください。

*生徒、同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合や、保健所や医療機関の指示で、PCR検査等を受検することになった場合は、すみやかに学校までご連絡ください。

【連絡先】大阪府立門真西高等学校 代表 06-6909-0318

〔1年：06-6909-0691 2年：06-6909-0693 3年：06-6909-0692〕